

令和5年度 うつみね福祉会 児童クラブ館の自己評価シート

児童館名 白方児童クラブ館

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ②その際、別紙「児童館版自己評価シート」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて運営指針解説書も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ③各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で区分してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「一該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ④○、△、×すべての評価について、そうした結論に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針について、社内研修を実施している。
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	保護者の就労支援、児童の発達支援、その家庭の子育ての支援に努める。
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	保護者が安心して就労できるよう、児童の安全を確保するとともに、児童自らが進んで通い続けられるよう努める。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	おたよりや緊急連絡手段を確保し、連携している。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	自らの役割について、社内研修するとともに、文書化して理解している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	自らの社会的責任について、社内研修するとともに、文書化して理解している。	
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	定期的に研修を受け、職員はこれについて理解し育成支援の内容の向上に努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	遵守すべき法令等を十分に理解し、遵守するために具体的な取組を行っている。
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情などに迅速に対応し、適切な解決ができるよう努めている。	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	社内に所属している主任会議や日々の職員会議等で、事業内容の向上を図っている。
		(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	社内外の研修に積極的に参加し、職員の質の向上を測るよう促している。
		(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	自己評価を行い、HPIに記載している。
1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	個々の発達の程度を理解し、育成支援を行っている。	

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	保護者が安心して就労等に専念できるよう、子どもたちに安全と安心を提供できるよう努めている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	支援員間で情報共有し、留意点を踏まえた支援をするようにしている。
	2. 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	児童クラブ館の在り方を理解し、保護者や関係機関と連携を取りながら、受入れに努めている。
		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	個々の特性や発達に合わせて、育成支援を行っている。
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	児童虐待の早期発見の必要性を理解し、関係機関と連携を図っている。
		(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	特別な支援が必要な児童について、学校や関係機関と連携を取り、支援を行っている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	プライバシーの保護、秘密保持を留意している。
	4. 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	メール、おたより、掲示物等で情報の共有をしている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	児童の様子や保護者が相談しやすい環境を作り、信頼関係の構築に努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会連絡会を設置し、協力関係を構築している。

	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	個々に合わせた育成支援が実施できるよう努めている。
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	おやつ代を管理し、日頃の運営を行っている。
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	日頃から教頭先生、各担任の先生とも情報交換を行い、体育館や校庭の使用等、連携を図っている。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報の秘密保護について、社内規則の元、管理している。
	2. 保育所、幼稚園等との連携	○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	来年度入館児童の情報共有をできるよう努めている。	
	3. 地域、関係機関との連携	○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	学校評議員に参加し、児童の地域組織と連携を図っている。	
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校との連携を取り、留意事項を理解して対応している。	
	(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。		該当なし	

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分		結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	日常の衛生管理や感染症対応のマニュアルを作成している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	社内に安全委員会を設置し、日頃の事故防止に努めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	防災・防犯に備え、避難訓練を実施している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	出席確認を素早く行い、必要な際は関係者と連絡を取り、安全確保をしている。

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	児童クラブ館専用の教室、トイレを有している。
		(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	児童クラブ館運営に必要な、設備や備品等を有している。
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	常時、支援員3名、補助員1名を置いている。
		(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	定員55名、現在は48名で行っている。
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期的に安定して就業できるよう、労働環境の整備に努めている。
		(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	児童の受け入れ準備、打ち合わせ、事務処理等、開館時間の前に準備時間を設定している。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	定員55名、現在は48名で運営している。	
	3. 開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	平日と土曜・長期休業等に分けて適切に設定している。	
	4. 利用開始等に関わる留意事項	○ 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	利用開始や退館について留意事項を理解し、保護者への通知等、適切に対応している。	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	子どもの福祉に理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に運営している。
		(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	設備運営基準の留意事項を理解し、運営している。
	6. 労働環境整備	○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	変化する環境に合わせて、労働環境を適切に整備している。	
7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	保護者会役員により、おやつ代の監査を行い、適正な会計管理に努めている。	
	(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	年度末に会計報告を行っている。	